

第3章 道路交通量調査共通仕様書

第1条 適用範囲

- 1 この仕様書は、中部地方整備局の実施する、道路交通量調査（交通量定期観測調査及び全国道路交通情勢調査の一般交通量調査、以上「調査」という。）に適用する。
- 2 この仕様書で言う「調査」とは、次の調査をいう。
 - (1) 交通量手観測調査
 - (2) 固定式の交通量観測機器であるトラフィックカウンター（以下「トラカン」という。）による観測調査
 - (3) 可搬式の交通量観測機器であるポータブル・トラフィックカウンター（以下「ポータブル・トラカン」という。）による観測調査
- 3 この仕様書に記載されていない事項又は特殊な調査については特記仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

- 1 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 2 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議の職務を行うもので、発注者が定め受注者に通知した者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- 4 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 5 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 6 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第3条 主任技術者

本調査に従事する主任技術者は、交通量調査に関する知識・経験を有し、本調査の目的を充分把握できる技術者とする

第4条 調査計画

- 1 受注者はあらかじめ調査実施に必要な調査計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合、次の事項について記載するものとする。
 - (1) 調査内容（目的、概要）
 - (2) 調査の箇所、順序及び方法
 - (3) 調査工程表
 - (4) 調査組織表（作業の班編成とその内容及び責任者）
 - (5) その他必要事項
- 2 調査計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合にはその都度変更に関連するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

第5条 土地の立ち入り等

- 1 受注者は現地調査等を実施するため国有、公有、又は私有の土地に立入る場合はあらかじめ監督職員に報告するとともに受注者の責任において関係者と緊密且つ充分なる協調を保ち円滑な調査の進捗を期さなければならない。
- 2 受注者は現地調査のため宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立入る場合はあらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは占有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意して立入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。
- 3 受注者は現地調査のため植物、かき、さく等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。この場合において生じた損失は特記仕様書に示すほかは受注者が負担するものとする。

第6条 図面の貸与及び返還

- 1 受注者は特記仕様書に貸与することを定められた図面及びその他必要とする資料等を監督職員から貸与されるものとする。
- 2 受注者は貸与された図面及び資料等を調査に不要となった場合はただちに汚損なく返還しなければならない。

第7条 作業の進め方

現場代理人及び主任技術者は、常に監督職員と連絡を計りながら作業を進め、各段階の作業が完了するごとに監督職員に報告し、その指示により次の作

業を進めなければならない。

また、調査上重要な事項についてはあらかじめ監督職員と打合せ、その承諾を得なければならない。

第8条 関係官公庁その他への手続等

- 1 受注者は調査実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督職員と打合せのうえ受注者において迅速に処理しなければならない。
- 2 受注者は関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第9条 業務管理

- 1 受注者は調査の実施に当り、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- 2 調査に際しては、不注意による事故・観測の怠り等のない様に努めるものとする。なお事故が発生した場合は、その旨を監督職員に早急に連絡するものとし、その処理補償についてはすべて受注者が行うものとする。
- 3 受注者は、本業務における観測については、観測実施毎に8日以内にその結果を監督職員に報告しなければならない。

第10条 調査箇所

- 1 調査箇所は特記仕様書に示すとおりとする。
- 2 調査箇所における観測地点の選定は受注者において行うものとし、それに要する費用は全て受注者の負担とする。但し観測地点の決定については監督職員の承諾を受けるものとする。

第11条 観測準備

観測に要する夜間照明器具・暖房設備・机・椅子・借家料等の経費はすべて受注者の負担とする。

第12条 提出書類

- 1 受注者は、別に示す様式により契約後、関係書類を監督職員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
- 2 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第 13 条 成果品

成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第 14 条 検 査

受注者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を整えておくものとし、主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第 15 条 疑 義

受注者は、作業の実施に当り、設計図書等に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ、実施するものとする。

第 16 条 交通量手観測調査

1 観測日時

- (1) 観測日は特記仕様書に示すとおりとする。
- (2) 観測の時間は次のとおりとする。
 - (イ) 12 時間観測：午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間
 - (ロ) 24 時間観測：午前 7 時から翌日午後 7 時までの 24 時間。但し、休日観測については特記仕様書によるものとする。

2 観 測

- (1) 観測は、観測地点において時間別・車種別・方向別に交通量を調査する。
- (2) 通行車両区分は別表「通行車両区分表」によるものとする。
- (3) 観測に際しては、観測地点に責任者を配して不注意による事故・観測の怠り等がないよう努めるものとする。
- (4) 観測中異常気象・その他による交通状態に異常が生じた場合又は観測に支障があると認められる場合は監督職員と協議するものとする。
- (5) 観測に際しては、交通量調査中であることを観測地点に表示するものとする。

3 監 督

本調査実施中は観測地点の外に本部を設置し主任技術者等を配置し、観測地点との連絡及び巡回を行い観測に支障のないよう対処するものとする。

4 成 果

- (1) 成果の作成は次による。

- (イ) 成果様式は特記仕様書に示すとおりとする。
- (ロ) 図面は次の事項を記入する。なお図面は貸与されたものを使用するものとする。
 - (a) 12 時間交通量及び大型車混入率
 - (b) 24 時間交通量及び大型車混入率
 - (c) 通称名及び路線名
- (2) 成果のとりまとめは、特記仕様書に示すとおりとする。

第 17 条 トラカンによる観測調査

- 1 観測月は特記仕様書に示すとおりとする。
- 2 補正観測
 - (1) 補正観測は、8 日から 12 日迄の火曜日～金曜日で道路交通・天候等が平常と異なるない 1 日 2 時間を選び実施する。
 - (2) 補正観測は、往復方向別に 2 時間の総台数を観測する。
- 3 成 果
 - (1) 成果の作成は次による。
成果様式は特記仕様書に示すとおりとする。

第 18 条 ポータブル・トラカンによる観測調査

- 1 観測日時
 - (1) 観測日は特記仕様書に示すとおりとする。
 - (2) 観測時間は観測開始日の午前 7 時から観測終了日の午前 7 時まで 168 時間（一週間連続）とする。
 - (3) 観測中異常気象・その他により交通状態に異状が生じた場合又は観測に支障があると認められる場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 観 測
 - (1) 観測に先立ってポータブル・トラカンの性能・作動等を確認する。
 - (2) 観測地点にポータブル・トラカンを設置する場合は歩行者・自転車等の通行に妨げとならない位置に設置する。
 - (3) 4 車線以上の道路は往復方向別に観測する。
- 3 巡回点検
各観測地点の巡回点検を行い、ポータブル・トラカンが正常に作動しているか確認するものとする。
- 4 成 果
 - (1) 成果の作成は次による。
成果様式は特記仕様書に示すとおりとする。

別表 通行車両区分表

種 別			摘 要
歩行者類			歩行する人及び乳母車を押す人を対象とする。ただし、荷車、牛馬車類を引く人は歩行者に数えない。親に手を引かれている子供は歩行者に数える。子供用の三輪車等に乗っているもの、路上で遊んでいる子供等は調査の対象としない。
自転車類			動力付以外の自転車類とする。リヤカー等を引く自転車を含む。
荷車、牛馬車類			荷車、牛車及び馬車のほか、無動力徹水車又は箱車の屋台、人の引くリヤカー、耕運機等とする。牛、馬車等を引く人及び乗っている人は、歩行者類としない。耕運機等で軽自動車の分類番号を有するものは、その番号に該当する車種として観測する。
動力付二輪車類			自動二輪車及び原動機付自転車とし、乗用及び貨物用の後車付又は側車付二輪車を含む。
自動車類	乗用車類	軽乗用	塗色が黄又は黒のナンバープレートを有する分類番号50から59までの乗用の四輪車及び小型ナンバープレートを有する分類番号が3及び33又は8及び88の乗用の四輪車とする。
		乗用車	乗用四輪車(分類番号3及び30から39まで及び300から399まで、5、7及び50から59まで及び500から599まで、700から799まで)及び乗用三輪車(分類番号7及び70から79まで)とする
		バ ス	トレラーバス及びトロリーバスを含む。 (分類番号2及び20から29まで及び200から299まで)
	貨物車類	軽貨物	塗色が黄又は黒のナンバープレートを有する分類番号40から49までの貨物用三輪車及び貨物用四輪車と、小型ナンバープレートを有する分類番号3及び33又は6及び66の貨物用三輪車及び貨物用四輪車とする。
		小型貨物	小型四輪貨物(分類番号4及び40から49まで、400から499まで)及び小型三輪貨物(分類番号6及び60から69まで、600から699まで)とする。ただし、貨客車を除く。
		貨客車	小型四輪貨物(分類番号4及び40から49まで、400から499まで)で、ライトバン、ピックアップ型式等のもののうち座席が2列以上あるものとする。
		普通貨物	普通貨物(分類番号1及び10から19まで及び100から199まで)とする。

		特殊（種）車	特種用途車（分類番号 8 及び80から89まで及び800から899まで）及び特殊車（分類番号 9 及び90から99まで及び900から999まで、0 及び00から09まで及び000から099まで）とする。 特種用途車とは、特殊の目的に使用され、かつその目的遂行に必要な構造装置をそなえたもので、緊急自動車、タンク車、散水車、霊柩車、放送宣伝車、クレーン車等がある。特殊車とは、キャタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、スタビライザー等をいう。
--	--	--------	--

（注） 荷物車、故障車等をけん引していく場合の車は、けん引車のみを調査の対象とし、けん引される車は数えない。

外交官用車両、在日米軍用車、自衛隊用車等独自の番号を付しているものは、それぞれの形状、使用目的に応じて車種を想定分類し、一般自動車のなかに含めて観測するものとする。